

令和5年2月15日

【照会先】
近畿厚生局京都事務所
所 長 宮嶋 吉則
指導課長 松村 隆司
(電話) 075 (256) 8681

近畿厚生局京都事務所における文書の誤送付（ファックス）について

近畿厚生局（局長 桐生 康生）は、近畿厚生局京都事務所（所長 宮嶋 吉則）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

近畿厚生局京都事務所（以下「京都事務所」という。）において、保険指導の対象としていた保険医療機関に対し、事前に10名分の診療録等を準備するよう指示した文書（以下「指示文書」）を送付する際、誤送付（ファックス）する事案が発生した。

※ 指示文書には、保険医療機関名、対象患者の氏名、生年及び加入医療保険制度が記載されている。

2 事実経過

- (1) 令和5年1月12日8時42分、京都事務所は指示文書を保険医療機関へファックス送信した。8時45分頃、送付先の保険医療機関とは異なる者から身に覚えのないファックスを着信したとの電話連絡があった。
- (2) 京都事務所において、原因を確認したところ、当該保険医療機関に事前にファックス送信番号の再確認をしていたが、京都事務所がファックス送信に際して、その確認が不十分であったことが判明した。
- (3) 同日、京都事務所が誤送付した相手方に対し、訪問し謝罪のうえ指示文書を回収させていただきたい旨連絡し、回収を行った。

- (4) 同日、京都事務所が本来送付すべきであった保険医療機関に訪問し謝罪を行った。
- (5) 令和5年1月21日及び22日に、京都事務所及び保険医療機関は指示文書に記載があった対象患者全員に対し謝罪を行った。

3 再発防止策

- (1) 京都事務所においては、令和5年1月17日、所長から全職員に対し事実の概要を説明し、改めて、業務手順書等の手順を確認し、送信時の誤送信が発生しないよう事務処理の徹底を指示した。
- (2) 近畿厚生局においては、令和5年2月14日に近畿厚生局長から全職員に対し、メールにより誤送付の防止を含め個人情報の管理の徹底を指示した。